

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 寺岡 光博

ロシアの産業基盤強化に資する物品等並びにロシア及びベラルーシ以外の国の
特定団体への輸出の禁止措置に伴う税関の対応について

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）により、ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出並びにロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出の禁止措置を実施することが決定され、本年 10 月 2 日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、ロシアの産業基盤強化に資する物品等の輸出並びにロシア及びベラルーシ以外の国の特定団体への輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 325 号）等が 10 月 16 日から施行される。

税関においては、経済産業省貿易経済安全保障局長からの通知（別紙）を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸出の禁止措置の実効性の確保に努めるため、10 月 16 日から下記により実施されたい。

記

1. 税関における審査に際しては、通関関係書類等により経済産業大臣の輸出の承認の可否を慎重に確認するとともに、経済産業省と緊密に連携することにより、本輸出の禁止措置の実効性を確保すること。また、これにより適正な通関の徹底を図るほか、輸出事後調査を的確に実施すること。
2. 関係部門が緊密に連携し、税関業務を一層厳正かつ的確に実施するとともに、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。
3. 関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業

者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20260218貿局第2号
令和8年10月9日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済安全保障局長

ロシア等を仕向地とするプラスター等の輸出禁止措置について

上記の件について、令和8年10月6日付け閣議決定に基づき、別紙のとおり輸出貿易管理令の一部を改正する政令が施行されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしく願いいたします。

政令第三百二十五号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三第二号の二(1)(vi)中「及び天然無水石膏」を「、天然無水石膏及びプラスター」に改め、同号(1)(xii)中「キーゼル石」を「蛭石、真珠岩、緑泥岩、キーゼル石」に改め、同号(2)中「及び含鉄マンガニ鉱」を「、含鉄マンガニ鉱、クロム鉱、モリブデン鉱、ニオブ鉱、タンタル鉱、バナジウム鉱及びジルコニウム鉱」に改め、同号(3)(ii)を次のように改める。

(ii) 高温コークタルの蒸留物及びこれに類する物品

別表第二の三第二号の二(4)(i)中「水素」を「塩素、昇華硫黄、沈降硫黄、コロイド硫黄、水素」に改め、同号(4)(iv)中「及び二酸化マンガニ」を「、二酸化マンガニ、鉄の酸化物及び鉄の水酸化物」に改め、同号(10)中(xiv)を(xv)とし、(xiii)を(xiv)とし、(xii)を(xiii)とし、(xi)の次に次のように加える。

(xii) プラスチックの単繊維、棒及び形材

別表第二の三第二号の二(31)中~~(xiii)~~を(xv)とし、(x)から~~(xii)~~までを~~(xii)~~から~~(xiv)~~までとし、(ix)を削り、~~(xiii)~~の次に次のように加える。

(ix) 鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの及び緩くよつた二重線で柵に使用する

種類のもの

(x) ワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル

(xi) スキッドチェーン及びスタッド付きチェーンその他の鎖並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(31)に次のように加える。

(xvi) 鍛造又は型打ちをした粉碎機用のグラインディングボールその他の鉄鋼製品

別表第二の三第二号の二(32)を次のように改める。

(32) 銅及びその製品

別表第二の三第二号の二(34)を次のように改める。

(34) アルミニウム及びその製品

別表第二の三第二号の二(38)中「タングステンの粉並びに」を「タングステン、」に改め、「マンガン」の下に「クロム」を、「製品」の下に「並びにマグネシウムの製品」を加える。

別表第二の三第二号の二(39)(i)中「卑金属製のブレード」を「ブレード、チェーンソーのブレード及びストリートソーのブレード」に改め、同号(39)(vi)を次のように改める。

(vi) 帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、自動車に使用する種類の取付具その他これに類する物品、キャスター及びドアクローザー

別表第二の三第二号の二(40)(vii)中「部分品」の下に「並びにその他のガスタービン」を加え、同号(40)(x)中「及び換気用」を「換気用」に改め、「フード」の下に「及び密閉形の生物学的安全キャビネット」を加え、「気体圧縮機又は密閉形の生物学的安全キャビネット」を「又は気体圧縮機」に改め、同号(40)(viii)中「皿洗機」の下に「及び清浄用又は乾燥用の機械」を加え、同号(40)(ix)中「及び家庭用はかり」を「家庭用はかりその他の重量測定機器」に改め、同号(40)(xii)中「及び」の下に「その部分品並びに」を加える。

別表第二の三第二号の二(46)中(xix)を(xx)とし、(xvi)から(xiii)までを(xiii)から(xx)までとし、(xv)を(xvi)とし、その次に次のように加える。

(xii) 液体用計器及び電気用計器並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(46)中(xiv)を(xv)とし、(xi)から(xiii)までを(xii)から(xiv)までとし、(x)の次に次のように加える。

(xi) 写真台及び写真機械並びにものさしその他の機器並びにこれらの部分品及び附属品

附 則

この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号) 1

改 正 案	現 行
別表第二の三（第二条、第四条関係） 一～二 （略） 二の二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前三号に掲げる貨物を除く。） (1) 土石類及び石灰のうち、次に掲げるもの (i) 土石類及び石灰のうち、次に掲げるもの (ii) 天然石膏、天然無水石膏及びプラスター (iii) 蛭石、真珠岩、緑泥岩、キーゼル石及び瀉利塩 (2) マンガン鉍、含鉄マンガン鉍、クロム鉍、モリブデン鉍、ニオブ鉍、タンタル鉍、バナジウム鉍及びジルコニウム鉍 (3) 鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろのうち、次に掲げるもの (i) 鉍物性ろのうち、次に掲げるもの (ii) 高温コールドタルの蒸留物及びこれに類する物品 (iii) 無機化学品並びに貴金属及びその無機又は有機の化合物のうち、次に掲げるもの (i) 塩素、昇華硫黄、沈降硫黄、コロイド硫黄、水素、窒素、けい素、りん及び砒素 (ii) 素、けい素、りん及び砒素 (iii) （略）	別表第二の三（第二条、第四条関係） 一～二 （略） 二の二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前三号に掲げる貨物を除く。） (1) 土石類及び石灰のうち、次に掲げるもの (i) 土石類及び石灰のうち、次に掲げるもの (ii) 天然石膏及び天然無水石膏 (iii) 蛭石、真珠岩、緑泥岩、キーゼル石及び瀉利塩 (2) マンガン鉍及び含鉄マンガン鉍 (3) 鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろのうち、次に掲げるもの (i) 鉍物性ろのうち、次に掲げるもの (ii) 無機化学品並びに貴金属及びその無機又は有機の化合物のうち、次に掲げるもの (i) 水素、窒素、けい素、りん及び砒素 (ii) 素、けい素、りん及び砒素 (iii) （略）

(32)	銅及びその製品	(vi)	鍛造又は型打ちをした粉砕機用のグライインディングボールその他の鉄鋼製品	(xii)	(xv)	(略)	(削る)	(xi)	スキッドチェーン及びスタッド付きチェーンその他の鎖並びにこれらの部分品	(x)	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び柵並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル	(ix)	(i)	(iii)	(略)	(31)	(11)	(30)	(略)	(xiii)	(xv)	(略)	(xii)	(i)	(xi)	(略)	(10)	(5)	(9)	(略)	(v)	(vi)	(略)	機塩	(iv)	無水アンモニア、アンモニア水、水酸化ナトリウム、水酸化アルミニウム、クロムの酸化物、クロムの水酸化物、二酸化マンガンの鉄の酸化物及び鉄の水酸化物並びにヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩

(32)	(i)	銅及びその製品のうち、次に掲げるもの	(ix)	(x)	(iii)	(略)	(新設)	(ix)	(新設)	(x)	(新設)	(31)	(11)	(30)	(略)	(xiii)	(xiv)	(略)	(新設)	(i)	(xi)	(略)	(10)	(5)	(9)	(略)	(v)	(vi)	(略)	(iv)	無水アンモニア、アンモニア水、水酸化ナトリウム、水酸化アルミニウム、クロムの酸化物、クロムの水酸化物及び二酸化マンガンの鉄の酸化物並びにヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩

(34) (33) アルミニウム及びその製品 (略)	(35) (37) (略)	(38) タングステン、モリブデン、コバルト、ジルコニウム、マンガンを、クロム及びレニウム並びにこれらの製品並びにマグネシウムの製品	(39) (i) 卑金属製品のうち、次に掲げるもの 帯のこぎりのブレード、チェーンソーのブレード及びストレートソーのブレード	(vi) (ii) (v) (略) 帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、
----------------------------------	------------------	---	--	--

(ii) 銅製の管、管用継手及び座金並びにより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品	(34) (33) (略) アルミニウム及びその製品のうち、次に掲げるもの	(i) アルミニウムの線、板、シート及びストリップ	(ii) 裏張りしたアルミニウムのはく	(iv) (iii) アルミニウム製の管及び管用継手	(v) アルミニウム製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	(vi) (v) アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器	(vii) アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器	(viii) 圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	(35) (37) (略) アルミニウム製のくぎ、びよう、またくぎ、ねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金その他これらに類する製品	(38) タングステンの粉並びにモリブデン、コバルト、ジルコニウム、マンガンを及びレニウム並びにこれらの製品	(39) (i) 卑金属製品のうち、次に掲げるもの 帯のこぎりの卑金属製のブレード	(vi) (ii) (v) (略) 自動車に使用する種類の卑金属製の取付具その他これ
--	---	------------------------------	------------------------	-------------------------------	---	--------------------------------------	---	-----------------------------------	---	---	---	--

自動車に使用する種類の取付具その他これに類する物品、キャスター及びドアクロージャー	(vii)・(viii) (略)	(40) ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの	(i)・(vi) (略)	(vii) ターボジェット及びターボプロペラ並びにこれらの部分品並びにその他のガスタービン	(viii)・(ix) (略)	(x) 真空ポンプ、ファン、換気用又は循環用のフード及び密閉形の生物学的安全キャビネット並びにこれらの部分品並びに気体ポンプ又は気体圧縮機の部分品	(xi)・(xii) (略)	(xiii) 家庭用の皿洗機及び清浄用又は乾燥用の機械	(xiv) 体重測定機器、家庭用はかりその他の重量測定機器	(xx)・(xxi) (略)	(xvii) 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及びその部分品並びに紙又は板紙の仕上げ用の機械	(xviii)・(xviii) (略)	(46) 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの	(i)・(x) (略)	(xi) 写真台及び写真機械並びにものさしその他の機器並びにこれらの部分品及び附属品
---	------------------	--	--------------	---	-----------------	---	----------------	-----------------------------	-------------------------------	----------------	---	---------------------	---	-------------	--

に類する物品	(vii)・(viii) (略)	(40) ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの	(i)・(vi) (略)	(vii) ターボジェット及びターボプロペラ並びにこれらの部分品	(viii)・(ix) (略)	(x) 真空ポンプ、ファン及び換気用又は循環用のフード並びにこれらの部分品並びに気体ポンプ、気体圧縮機又は密閉形の生物学的安全キャビネットの部分品	(xi)・(xii) (略)	(xiii) 家庭用の皿洗機	(xiv) 体重測定機器及び家庭用はかり	(xx)・(xxi) (略)	(xvii) 繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の仕上げ用の機械	(xviii)・(xviii) (略)	(46) 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの	(i)・(x) (略)	(新設)
--------	------------------	--	--------------	----------------------------------	-----------------	---	----------------	----------------	----------------------	----------------	---	---------------------	---	-------------	------

三	(47)	(xiii)	(xii)	
(略)	↳ (50)	↳ (xvi)	↳ (xvi)	
	(略)	(略)		
		附属品	液体用計器及び電気用計器並びにこれらの部分品及び	

三	(47)	(xi)	
(略)	↳ (50)	↳ (xv)	
	(略)	(略)	
		(新設)	